

議事事項 1

姫路市屋外広告物条例及び施行規則
の改正について

(有資格者による点検義務化及び許可期間の改正)

令和5年5月29日

まちづくり指導課 都市景観指導室

姫路市屋外広告物条例の改正について

1. 有資格者による点検の義務化
2. 屋外広告物許可期間の変更

有資格者による点検の義務化／改正の背景

屋外広告物条例ガイドライン（第19条の2）

広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、屋外広告士、その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。

姫路市の現状

許可更新時に「屋外広告物自己点検結果報告書」の提出を義務付けているが、点検者の資格要件は定めていない（誰が点検してもよい）

3

有資格者による点検の義務化／検討事項

1. 点検対象の広告物
2. 点検に必要な資格
3. 点検の内容
4. 点検の周期

4

有資格者による点検の義務化／点検対象の広告物

点検対象の広告物

次のいずれにも該当するもの

- ◆許可の対象となるもので、地上から屋外広告物上端までの高さが4 mを超えるもの
(建築物の外壁等に塗料やシート等で表示するもの、はり紙、はり札を除く)
- ◆設置から8年が経過しているもの

※対象とならない屋外広告物については、現状通り自己点検が必要

5

有資格者による点検の義務化／点検に必要な資格

資格の名称		広告全般に関する知識	実務経験	判定
屋外広告士		○	○	—
指 導 業 訓 練 員 等	職業訓練指導員免許 職業訓練修了者	○	×	×
	技能検定合格者（1級）	○	○	○
	技能検定合格者（2、3級）	○	×	×
県市の屋外広告物講習修了者		○	×	×
点検技能講習修了者		○	○	○
建築士		×	×	×
電気工事士・電気主任技術者		×	×	×
ネオン工事資格者		×	○	×

→ 屋外広告士、技能検定合格者（1級広告美術仕上げ）、点検技能講習修了者

6

有資格者による点検の義務化／点検の内容

点検箇所	点検項目
基礎部・上部構造	①上部構造全体の傾斜、ぐらつき ②基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき ③鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	①鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間 ②鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部	①アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 ②溶接部の劣化、コーキングの劣化等 ③取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広告板	①表示面板・切文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 ②側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 ③広告板底部の腐食、水抜き穴の詰まり
照明装置	①照明装置の不点灯、不発光 ②照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 ③周辺機器の劣化、破損
その他	①付属部材の腐食、破損 ②避雷針の腐食、損傷 ③その他点検した事項

7

有資格者による点検の義務化／現状の許可期間

姫路市屋外広告物条例

第6条2項 許可の期間は2年を超えることができない。

第6条3項 市長は申請に基づき許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

姫路市屋外広告物許可期間

広告物の区分	許可期間
看板、広告板、広告塔	2年以内
自動車・電車の車体利用等	1年以内
広告旗等	1ヶ月以内

8

点検の周期と許可期間の変更

屋外広告物条例ガイドライン（国土交通省）

第15条2項 許可の期間は3年を超えることができない。

第15条3項 知事は申請に基づき許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

【姫路市屋外広告物条例改正案】

許可期間3年、点検周期3年

→許可を更新制にしている理由（老朽化等によって風致景観上、安全上の問題が発生していないかを確認）から考えると、点検基準が示している頻度で点検するのであれば、許可期間を3年に変更しても問題がない。

9

パブリックコメントの実施結果について

意見募集期間：

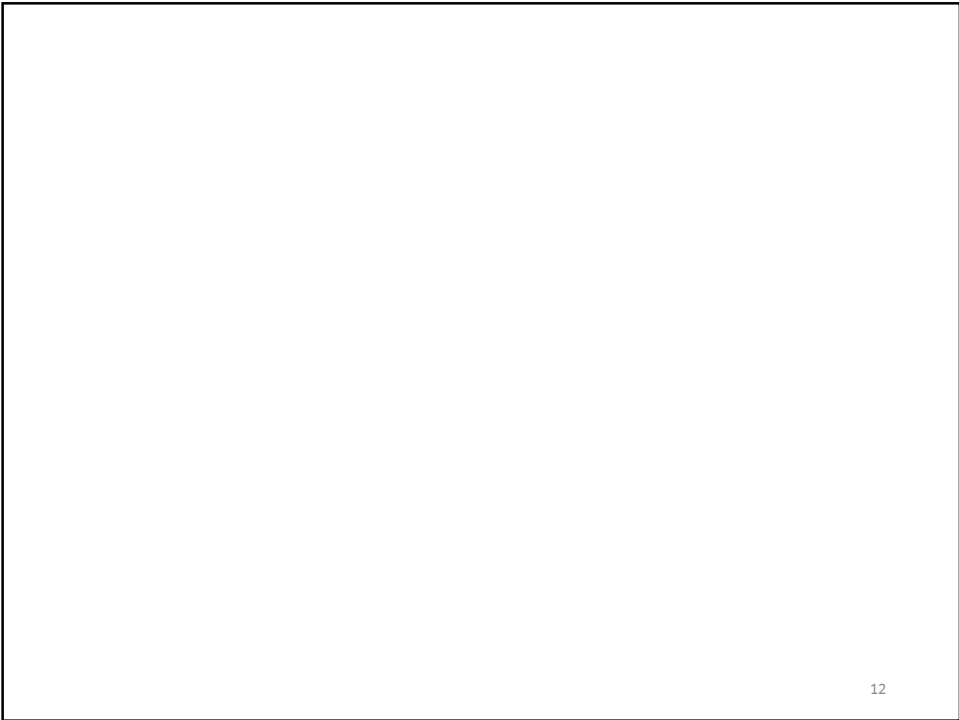
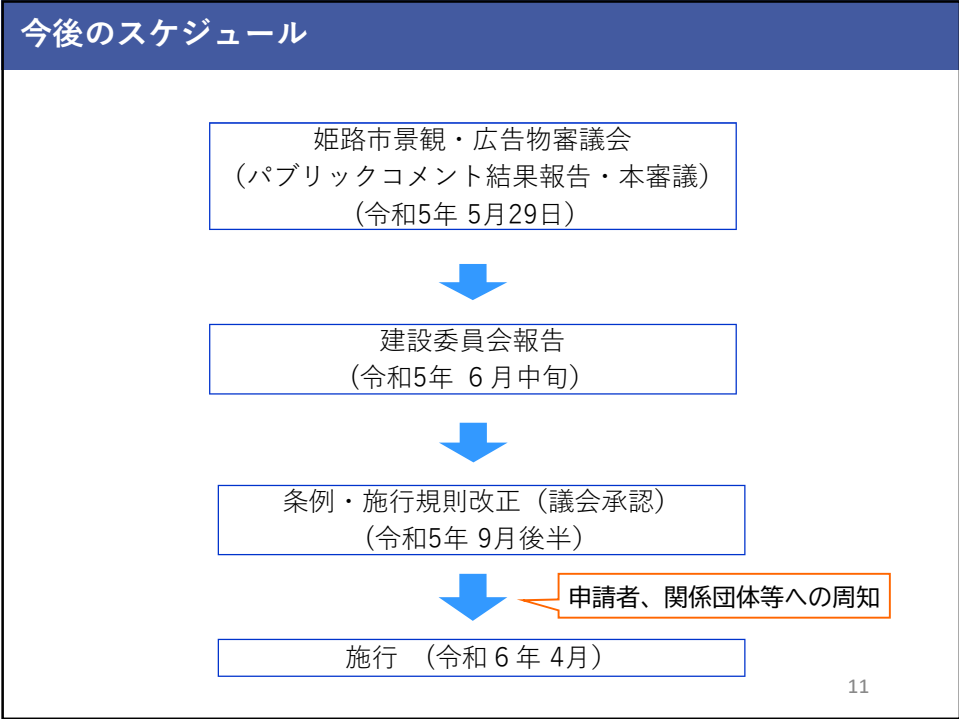
令和5年4月3日（月）～5月2日（火）

資料閲覧場所：

ホームページ、各支所・出張所、公民館等

意見提出件数：0件

10



令和5年度第1回
姫路市景観・広告物審議会

令和5年5月29日(月)
まちづくり指導課 都市景観指導室